

正誤表

令和二年五月十二日改正府子本第五七一号(特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について)

ページ	段	行	誤	正
四二	左	表中改正後欄中 終りから 三	市町村	市町村長
四五	〃	〃 〃 一九	1. (略)	<p>1. 基本分単価() (1) (略)</p> <p>(2) 基本分単価に含まれる職員構成 基本分単価(保育認定子どもに係る基本分単価を含む。)に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。 なお、分園は中心園の園長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。その際、以下の職員を充足すること。ただし、嘱託医(幼保連携型認定こども園にあっては学校医等)については、中心園に配置していることから不要である。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置不要であること。 (ア) 保育教諭等</p>

				<p>基本分単価における必要保育教諭等の数（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。）第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条第3項に規定する教員を除く。）は以下のとを合計した数であること。</p> <p>年齢別配置基準（ ）</p> <p>4歳以上児 30人につき1人、3歳児及び満3歳児 20人につき1人、1、2歳児（保育認定子どもに限る。）6人につき1人、乳児3人につき1人</p> <p>（注1）「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた者（令和7年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。）をいい、その他の認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいうこと（な</p>
--	--	--	--	--

				<p>お、副園長及び教頭については、この限りでない。)</p> <p>(注2)～(注3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>() (略)</p> <p>(イ) (略)</p>
四六	右	表中改正前欄中 五	令和2年3月31日	令和2年3月31日
六〇	左	表中改正後欄中 終りから 九～八	基本分単価()において求められる事務職員及び非常勤事務職員並びに事務職員配置加算(㉒)において求められる非常勤事務職員を超えて(注)、	基本分単価()において求められる事務職員及び非常勤事務職員(注)並びに事務職員配置加算(㉒)において求められる非常勤事務職員を超えて、
"	右	表中改正前欄中 " "	基本分単価()において求められる事務職員及び非常勤事務職員並びに事務職員配置加算(㉓)において求められる非常勤事務職員を超えて(注)、	基本分単価()において求められる事務職員及び非常勤事務職員(注)並びに事務職員配置加算(㉓)において求められる非常勤事務職員を超えて、
六二	左	表中改正後欄中 一九	3月初日の利用子ども数	3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数
六七	"	" 一一	<u>各月の初日の利用子ども</u>	<u>利用子ども</u>
六九	"	" 終りから 七	<u>各月の初日の4歳以上児及び3歳児</u>	<u>利用する4歳以上児及び3歳児</u>
七七	"	" 一三～一四	別紙3の の7.(3)による額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。	公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設(注)とそれ以外の施設の

				<p>別に応じて定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p><u>（注）幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て、他の幼稚園・認定こども園・保育所の職員や地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等を招いて行われる公開保育を実施するとともに、当該公開保育に施設関係者評価の評価者の全部又は一部を参加させ、その結果を踏まえて施設関係者評価を行う施設をいう。</u></p>
〃	右	表中改正前欄中 一三～一四	<u>定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）</u>	定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）
八〇	左	表中改正後欄中 一七	市町村	市町村長
〃	〃	〃 終りから 三～二	<u>基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。</u>	<u>基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員（別紙3の給食実施加算（ ）の適用施設（9.(3)(ア)の場合に限る。）において雇用等される調理員を含む。）が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。</u>
九二	〃	〃 一六	市町村	市町村長

〃	〃	〃 一七	施設	事業所
一〇八	〃	〃 一四	市町村	市町村長
〃	〃	〃 一五	施設	事業所
一二一	〃	〃 六	市町村	市町村長
〃	〃	〃 七	施設	事業所
一三七	〃	〃 終りから 三	市町村	市町村長
一三八	〃	〃 七～八	<u>以下に掲げる区分に応じ、それぞれ定める 計算式により算出された額の合計額</u>	<u>以下に掲げる栄養士の配置等の形態の別に 応じ、それぞれ定める計算式により算出さ れた額</u>
〃	〃	〃 二一	<u>本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等 する場合</u>	<u>本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等 する場合をいう。</u>